

周辺事態安全確保法第9条の解説 主要修正点

解説（改正前）	解説（改正後）
<p style="text-align: center;"><u>周辺事態安全確保法第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説</u></p> <p style="text-align: center;">平成12年7月25日 内閣安全保障・危機管理室 防衛庁 外務省</p> <p>本資料は、<u>周辺事態</u>に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第9条(国以外の者による協力等)について解説するものです。本資料についてのお問い合わせ等は、別添の連絡先にて受け付けております。</p> <p>1. <u>周辺事態安全確保法第9条</u>について</p> <p>(1) 法律における規定</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>周辺事態</u>に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (略)</p> <p>(2) 規定の基本的な趣旨</p> <p style="padding-left: 2em;">我が国<u>周辺の地域</u>における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態（<u>周辺事態</u>）に際しては、自衛隊による<u>後方地域支援</u>、<u>後方地域搜索救助活動</u>をはじめ、その他関係行政機関も含め、国として必要な対応措置を実施することとなる。</p> <p style="padding-left: 2em;">一方、例えば、自衛隊艦船や<u>米軍艦船</u>が地方公共団体の管理する港湾</p>	<p style="text-align: center;"><u>重要影響事態安全確保法第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説</u></p> <p style="text-align: center;">平成28年3月29日 内閣官房 防衛省 外務省</p> <p>本資料は、<u>重要影響事態</u>に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第9条(国以外の者による協力等)について解説するものです。本資料についてのお問い合わせ等は、別添の連絡先にて受け付けております。</p> <p>1. <u>重要影響事態安全確保法第9条</u>について</p> <p>(1) 法律における規定</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>重要影響事態</u>に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (略)</p> <p>(2) 規定の基本的な趣旨</p> <p style="padding-left: 2em;">我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態（<u>重要影響事態</u>）に際しては、自衛隊による<u>後方支援活動</u>、<u>搜索救助活動</u>をはじめ、その他関係行政機関も含め、国として必要な対応措置を実施することとなる。</p> <p style="padding-left: 2em;">一方、例えば、自衛隊艦船や<u>米軍等</u>（<u>重要影響事態</u>に対処し、<u>日米安保条約</u>の目的の達成に寄与する活動を行う米軍及びその他の<u>国際連合</u></p>

施設を使用しようとする場合、周辺事態においても、通常と同様、地方公共団体の長（港湾管理者）の許可を得る必要がある。

（略）

（3）第9条第1項の解説（地方公共団体の長に対する求め）

①「関係行政機関の長は」

協力を求める主体は関係行政機関の長であり、例えば港湾施設の使用については、運輸大臣が協力を求めることになる。（詳細は、3.（2）参照。）

②（略）

③（略）

④「地方公共団体の長に対し、・・・必要な協力を求めることができる」

（略）

例えば、公共施設の使用許可であれば、施設能力を超える等の正当な理由のない限り、周辺事態への対応の緊要性にかんがみ、協力の求めに応じて許可がなされることが期待される。他方、あくまで既存の法令に基づく権限の適切な行使ということであるので、法令を超えた対応が求められるわけではない。（詳細は、4.（1）参照。）

（略）

問1「一般的な協力義務」とは何か（協力を拒否することはできるのか。）。

一般的な協力義務とは、政府全体として対応を行っている周辺事

憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。）の艦船が地方公共団体の管理する港湾施設を使用しようとする場合、重要影響事態においても、通常と同様、地方公共団体の長（港湾管理者）の許可を得る必要がある。

（略）

（3）第9条第1項の解説（地方公共団体の長に対する求め）

①「関係行政機関の長は」

協力を求める主体は関係行政機関の長であり、例えば港湾施設の使用については、国土交通大臣が協力を求めることになる。（詳細は、3.（2）参照。）

②（略）

③（略）

④「地方公共団体の長に対し、・・・必要な協力を求めることができる」

（略）

例えば、公共施設の使用許可であれば、施設能力を超える等の正当な理由のない限り、重要影響事態への対応の緊要性にかんがみ、協力の求めに応じて許可がなされることが期待される。他方、あくまで既存の法令に基づく権限の適切な行使ということであるので、法令を超えた対応が求められるわけではない。（詳細は、4.（1）参照。）

（略）

問1「一般的な協力義務」とは何か（協力を拒否することはできるのか。）。

一般的な協力義務とは、政府全体として対応を行っている重要影

態に際して、閣議決定された基本計画を踏まえて協力の求めがなされた場合、かかる求めがあったことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待されるということであり、例えば公共施設の使用について許可を行う義務が生じるということではない。

(略)

問2 (略)

(4) 第9条第2項の解説 (国以外の者に対する協力の依頼)

① (略)

② 「前項に定めるもののほか、・・・国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる」

(略)

依頼に応じて契約の締結等を行う場合において、対価その他の契約内容等は、契約当事者間の合意による等、周辺事態以外の通常の場合と同様に定められることとなる。例えば、国が民間輸送業者と輸送契約を締結する場合には、国は当然適切な対価を支払うものであり、米軍が契約を締結する場合も、米軍が適切な対価を支払うこととなる。

問1 協力を拒否することができるのか。

政府としては、周辺事態に際して協力の依頼がなされた場合、依頼を受けた者がこれを踏まえ、できる限り協力に応じていただくことを期待しているが、何ら協力義務が発生するわけではない。例えば、医療機関における患者の受入について協力依頼があった場合には、患者の受入について法律上の協力義務が発生するわけではなく、周辺事態以外の通常の場合と同様、医療機関側において、自らの判断に従って対応することとなる。

響事態に際して、閣議決定された基本計画を踏まえて協力の求めがなされた場合、かかる求めがあったことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待されるということであり、例えば公共施設の使用について許可を行う義務が生じるということではない。

(略)

問2 (略)

(4) 第9条第2項の解説 (国以外の者に対する協力の依頼)

① (略)

② 「前項に定めるもののほか、・・・国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる」

(略)

依頼に応じて契約の締結等を行う場合において、対価その他の契約内容等は、契約当事者間の合意による等、重要影響事態以外の通常の場合と同様に定められることとなる。例えば、国が民間輸送業者と輸送契約を締結する場合には、国は当然適切な対価を支払うものであり、米軍等が契約を締結する場合も、米軍等が適切な対価を支払うこととなる。

問1 協力を拒否することができるのか。

政府としては、重要影響事態に際して協力の依頼がなされた場合、依頼を受けた者がこれを踏まえ、できる限り協力に応じていただくことを期待しているが、何ら協力義務が発生するわけではない。例えば、医療機関における患者の受入について協力依頼があった場合には、患者の受入について法律上の協力義務が発生するわけではなく、重要影響事態以外の通常の場合と同様、医療機関側において、自らの判断に従って対応することとなる。

また、協力拒否に対する制裁的措置がとられることはないことは当然である。

問2 協力依頼を行うのは、国による対応が不可能な場合に限られるのか（例えば、公立医療機関・民間医療機関への協力依頼は、自衛隊の医療機関やこれ以外の国立医療機関における対応が不可能な場合に限られるのか。）。

周辺事態に際しては、政府全体として対応措置を実施し、必要ある場合に国以外の者に対して協力依頼を行うものであり、一般的には、国による対応が優先することが想定されるが、これは必ずしも、国による対応が不可能な場合に限って協力依頼を行うということではない。

(略)

(5) (略)

2. 要請される協力の具体的種類・内容

(1) 地方公共団体の長に対して求める協力項目例（第9条第1項）

(略)

○地方公共団体の管理する港湾の施設の使用

例えば、自衛隊艦船又は米軍艦船が、地方公共団体の管理する港湾に入港し、係船岸壁等の港湾施設を使用しようとする場合に、施設の使用に際しての許可(港湾法第34条において準用される第12条に基づき、地方公共団体の条例で定められる。)について協力を求めること等が想定される。

このような協力の求めがなされたとき、港湾管理者は、求めがあったことを前提として、港湾法及び条例に基づき、許可権限を適切に行使することが期待される。

競合する民間船舶に対して既に使用を許可している場合には、港湾管理者は、これを強制的に排除することを求められるものではない

また、協力拒否に対する制裁的措置がとられることはないことは当然である。

問2 協力依頼を行うのは、国による対応が不可能な場合に限られるのか（例えば、公立医療機関・民間医療機関への協力依頼は、自衛隊の医療機関やこれ以外の国立医療機関における対応が不可能な場合に限られるのか。）。

重要影響事態に際しては、政府全体として対応措置を実施し、必要ある場合に国以外の者に対して協力依頼を行うものであり、一般的には、国による対応が優先することが想定されるが、これは必ずしも、国による対応が不可能な場合に限って協力依頼を行うということではない。

(略)

(5) (略)

2. 要請される協力の具体的種類・内容

(1) 地方公共団体の長に対して求める協力項目例（第9条第1項）

(略)

○地方公共団体の管理する港湾の施設の使用

例えば、自衛隊艦船又は米軍等の艦船が、地方公共団体の管理する港湾に入港し、係船岸壁等の港湾施設を使用しようとする場合に、施設の使用に際しての許可(港湾法第34条において準用される第12条に基づき、地方公共団体の条例で定められる。)について協力を求めること等が想定される。

このような協力の求めがなされたとき、港湾管理者は、求めがあったことを前提として、港湾法及び条例に基づき、許可権限を適切に行使することが期待される。

競合する民間船舶に対して既に使用を許可している場合には、港湾管理者は、これを強制的に排除することを求められるものではない

が、国、港湾管理者及び民間船舶の3者間で、それぞれの意向を踏まえつつ、調整を行うことはあり得る。

その調整状況を踏まえ、国が、既に使用許可を得ている民間船社又は競合する許可申請を行っている民間船社に対して、使用内容の変更等について、第9条第2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得る。

○地方公共団体の管理する空港の施設の使用

例えば、自衛隊航空機又は米軍機が、地方公共団体の管理する空港に離着陸しようとする場合に、施設の使用に際しての権限行使（航空法第54条の2に基づき、地方公共団体の条例で定められる）について協力を求めること等が想定される。

このような協力の求めがなされたとき、空港管理者は、求めがあったことを前提として、航空法及び条例に基づき、許可権限等を適切に行使することが期待される。

競合する民間航空機に対して既に使用を認めている場合には、空港管理者は、これを強制的に排除することを求められるものではないが、国、空港管理者及び民間航空機の3者間で、それぞれの意向を踏まえつつ、調整を行うことはあり得る。

その調整状況を踏まえ、国が、既に使用を認められている民間航空会社等に対して、使用内容の変更等について、第9条第2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得る。

○建物、設備等の安全等を確保するための許認可

例えば、国が燃料の貯蔵所を新設しようとする場合に、消防法第11条に基づく危険物貯蔵所の設置許可について協力を求めること等が想定される。

なお、火薬類取締法上の火薬庫の設置許可については、一般には地方公共団体の長の権限であるが、自衛隊（防衛施設庁を含む）が設置しようとする場合においては通商産業大臣の承認を求めることとさ

が、国、港湾管理者及び民間船社の3者間で、それぞれの意向を踏まえつつ、調整を行うことはあり得る。

その調整状況を踏まえ、国が、既に使用許可を得ている民間船社又は競合する許可申請を行っている民間船社に対して、使用内容の変更等について、第9条第2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得る。

○地方公共団体の管理する空港の施設の使用

例えば、自衛隊航空機又は米軍等の航空機が、地方公共団体の管理する空港に離着陸しようとする場合に、施設の使用に際しての権限行使（空港法第12条に基づき、地方公共団体の条例で定められる）について協力を求めること等が想定される。

このような協力の求めがなされたとき、空港管理者は、求めがあったことを前提として、空港法及び条例に基づき、許可権限等を適切に行使することが期待される。

競合する民間航空機に対して既に使用を認めている場合には、空港管理者は、これを強制的に排除することを求められるものではないが、国、空港管理者及び民間航空会社の3者間で、それぞれの意向を踏まえつつ、調整を行うことはあり得る。

その調整状況を踏まえ、国が、既に使用を認められている民間航空会社等に対して、使用内容の変更等について、第9条第2項に基づく協力の依頼を行うこともあり得る。

○建物、設備等の安全等を確保するための許認可

例えば、国が燃料の貯蔵所を新設しようとする場合に、消防法第11条に基づく危険物貯蔵所の設置許可について協力を求めること等が想定される。

なお、火薬類取締法上の火薬庫の設置許可については、一般には地方公共団体の長の権限であるが、自衛隊が設置しようとする場合においては経済産業大臣の承認を求めることとされており（火薬類取締法

れており（火薬類取締法第12条、自衛隊法第106条第2項、自衛隊法施行令第127条）、協力要請の問題とはならない。

（略）

○消防法上の救急搬送

例えば、米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人の中の傷病者で、緊急に搬送することが必要である者に関して、消防法に基づく救急搬送を行うことについて協力を求めること等が想定される（なお、当然ながら、米軍、自衛隊の傷病者については、一義的には米軍、自衛隊により対応されるべきものである。）。

問1 米軍艦船の港湾施設の使用について、日米地位協定上の通告がある場合には、港湾管理者は港湾管理条例による許可を行うこととなるのか。また、このような許可を行うとした場合に、この許可について第9条第1項に基づく協力の求めを受けることがあるのか。

一般国際法上は、外国の軍隊が駐留する場合に、特別の取り決めがある場合を除いては、接受国の国内法令は適用されず、これは、我が国に駐留する米軍についても、同様である。しかしながら、このことは、米軍がその活動に際し、我が国法令を無視してよいことを意味するものではなく、外国軍隊が接受国の法令を尊重しなくてはならないことは当該軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務である。日米地位協定第16条が、米軍の構成員及び軍属による日本国の法令の尊重義務を定めているのも、かかる考えに基づくものである。

米軍艦船による港湾施設の使用に当たっても、日米地位協定に基づく通告を受けた港湾管理者は、同協定第5条の規定を踏まえつつ、港湾の適正な管理運営という観点から港湾管理条例による港湾

第12条、自衛隊法第106条第2項、自衛隊法施行令第145条）、協力要請の問題とはならない。

（略）

○消防法上の救急搬送

例えば、米軍等、自衛隊、避難民、救出された邦人の中の傷病者で、緊急に搬送することが必要である者に関して、消防法に基づく救急搬送を行うことについて協力を求めること等が想定される（なお、当然ながら、米軍等、自衛隊の傷病者については、一義的には米軍等、自衛隊により対応されるべきものである。）。

問1 米軍艦船の港湾施設の使用について、日米地位協定上の通告がある場合には、港湾管理者は港湾管理条例による許可を行うこととなるのか。また、このような許可を行うとした場合に、この許可について第9条第1項に基づく協力の求めを受けることがあるのか。また、米軍以外の諸外国軍隊から港湾使用の求めがあった場合も、この許可について第9条第1項に基づく協力の求めを受けることがあるのか。

一般国際法上は、外国の軍隊が駐留する場合に、特別の取り決めがある場合を除いては、接受国の国内法令は適用されず、これは、我が国に駐留する米軍についても、同様である。しかしながら、このことは、米軍がその活動に際し、我が国法令を無視してよいことを意味するものではなく、外国軍隊が接受国の法令を尊重しなくてはならないことは当該軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務である。日米地位協定第16条が、米軍の構成員及び軍属等による日本国の法令の尊重義務を定めているのも、かかる考えに基づくものである。

米軍艦船による港湾施設の使用に当たっても、日米地位協定に基づく通告を受けた港湾管理者は、同協定第5条の規定を踏まえつつ、港湾の適正な管理運営という観点から港湾管理条例による港湾

施設の使用許可等法令に基づく権限を行使することとなり、第9条第1項に基づく協力の求めは、このような港湾管理者の権限行使に対して行うものである。

問2 (略)

(2) 国以外の者に対して依頼する協力項目例 (第9条第2項)
(略)

①民間に対して依頼する項目の例

○人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力

例えば、

・ (略)

・ 傷病者 (米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人等) を病院まで搬送すること (消防法に基づく搬送を除く。)

について、民間運送事業者に依頼すること等が想定される (本項末の問も参照。)

○廃棄物の処理に関する関係事業者の協力

例えば、米軍や自衛隊の廃油、医療関連の廃棄物等について、関係事業者処理に係る協力を依頼すること等が想定される。

○民間医療機関への患者の受入

施設の使用許可等法令に基づく権限を行使することとなり、第9条第1項に基づく協力の求めは、このような港湾管理者の権限行使に対して行うものである。

また、その他の諸外国軍隊の艦船による港湾の使用に当たっても、港湾の使用に関する申請を受けた港湾管理者は、同様に、港湾の適正な管理運営という観点から港湾管理条例による港湾施設の使用許可等法令に基づく権限を行使することとなり、第9条第1項に基づく協力の求めは、このような港湾管理者の権限行使に対して行うものである。

問2 (略)

(2) 国以外の者に対して依頼する協力項目例 (第9条第2項)
(略)

①民間に対して依頼する項目の例

○人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力

例えば、

・ (略)

・ 傷病者 (米軍等、自衛隊、避難民、救出された邦人等) を病院まで搬送すること (消防法に基づく搬送を除く。)

について、民間運送事業者に依頼すること等が想定される (本項末の問も参照。)

○廃棄物の処理に関する関係事業者の協力

例えば、米軍等や自衛隊の廃油、医療関連の廃棄物等について、関係事業者処理に係る協力を依頼すること等が想定される。

○民間医療機関への患者の受入

例えば、米軍、自衛隊、避難民、救出された邦人の中の傷病者について、その受入を民間医療機関の開設者に依頼すること等が想定される。

○ (略)

○ (略)

②地方公共団体に対して依頼する項目の例

○ (略)

○地方公共団体による給水

例えば、米軍、自衛隊、避難民に水をタンクで給水することを地方公共団体に依頼すること等が想定される。

(略)

○ (略)

○ (略)

問 危険な地域への武器・弾薬の輸送を依頼することもあるのか。

輸送する物資の内容については、特に限定するものではなく、武器・弾薬についても排除されない。

民間運送事業者に対して輸送協力を依頼する際には、地域としては、主として我が国領域内での輸送が想定される。公海上の輸送も排除されるものではないが、現に戦闘行為が行われている地域又はそのおそれのある地域への輸送を依頼することは想定していない。したがって、特段の危険のない状況における協力を依頼することと

例えば、米軍等、自衛隊、避難民、救出された邦人の中の傷病者について、その受入を民間医療機関の開設者に依頼すること等が想定される。

○ (略)

○ (略)

②地方公共団体に対して依頼する項目の例

○ (略)

○地方公共団体による給水

例えば、米軍等、自衛隊、避難民に水をタンクで給水することを地方公共団体に依頼すること等が想定される。

(略)

○ (略)

○ (略)

問 危険な地域への武器・弾薬の輸送を依頼することもあるのか。

輸送する物資の内容については、特に限定するものではなく、武器・弾薬についても排除されない。

民間運送事業者に対して輸送協力を依頼する際には、地域としては、主として我が国領域内での輸送が想定される。我が国領域外での輸送も排除されるものではないが、現に戦闘行為が行われている地域又はそのおそれのある地域への輸送を依頼することは想定していない。したがって、特段の危険のない状況における協力を依頼す

なる。
(略)

3. 協力要請のプロセス

(1) 基本計画について

本法では、周辺事態に際して政府が対応措置を実施する場合、基本計画にその内容等を定めて閣議決定し、これに従って実施することとしている。第9条に基づく協力要請についても、その協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項につき、基本計画に記載することとされている(第4条)。

基本計画には以下の事項が記載される。

○(略)

○協力に関する重要事項

協力の種類・内容のほか、特に記載する必要のある重要事項について記載がなされる。例えば、民間運送事業者の輸送について、「地域としては、主として我が国の領域内であること。公海上の輸送も排除されるものではないが、輸送を行う者の安全性に十分に留意し、現に戦闘行為が行われている地域又はそのおそれのある地域への輸送については協力を依頼しないこと。また、協力を依頼した場合、これに係る輸送業務の実施期間中、輸送を行う者に対して、事態の変化等について迅速かつ十分な情報提供を行うこと」といった内容を記載することが考えられる。

問1 (略)

問2 (略)

ることとなる。
(略)

3. 協力要請のプロセス

(1) 基本計画について

本法では、重要影響事態に際して政府が対応措置を実施する場合、基本計画にその内容等を定めて閣議決定し、これに従って実施することとしている。第9条に基づく協力要請についても、その協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項につき、基本計画に記載することとされている(第4条)。

基本計画には以下の事項が記載される。

○(略)

○協力に関する重要事項

協力の種類・内容のほか、特に記載する必要のある重要事項について記載がなされる。例えば、民間運送事業者の輸送について、「地域としては、主として我が国の領域内であること。我が国の領域外での輸送も排除されるものではないが、輸送を行う者の安全性に十分に留意し、現に戦闘行為が行われている地域又はそのおそれのある地域への輸送については協力を依頼しないこと。また、協力を依頼した場合、これに係る輸送業務の実施期間中、輸送を行う者に対して、事態の変化等について迅速かつ十分な情報提供を行うこと」といった内容を記載することが考えられる。

問1 (略)

問2 (略)

<p>(2) 協力要請について (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の管理する港湾の施設の使用 <u>運輸大臣</u> ○地方公共団体の管理する空港の施設の使用 <u>運輸大臣</u> ○建物、設備等の安全を確保するための許認可 消防法の場合は<u>自治大臣</u>といったように、それぞれの法令を所管する行政機関の長 ○消防法上の救急搬送 <u>自治大臣</u> ○人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力 <u>運輸大臣</u> ○廃棄物の処理に関する関係事業者の協力 <u>厚生大臣</u> ○民間医療機関への患者の受入 <u>厚生大臣</u>（必要あれば、<u>厚生大臣</u>及び関係大臣） ○民間企業の有する物品、施設の貸与等 <u>通商産業大臣</u>ほか、依頼の対象となる事業者を所管する行政機関の長 ○地方公共団体の管理する港湾・空港施設の使用に関する民間船社・民間航空会社の協力 <u>運輸大臣</u> ○人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力 <u>運輸大臣</u> ○地方公共団体による給水 <u>厚生大臣</u> ○公立医療機関への患者の受入 <u>厚生大臣</u>（必要あれば、<u>厚生大臣</u>及び関係大臣） ○地方公共団体の有する物品の貸与等 	<p>(2) 協力要請について (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の管理する港湾の施設の使用 <u>国土交通大臣</u> ○地方公共団体の管理する空港の施設の使用 <u>国土交通大臣</u> ○建物、設備等の安全を確保するための許認可 消防法の場合は<u>総務大臣</u>といったように、それぞれの法令を所管する行政機関の長 ○消防法上の救急搬送 <u>総務大臣</u> ○人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力 <u>国土交通大臣</u> ○廃棄物の処理に関する関係事業者の協力 <u>環境大臣</u> ○民間医療機関への患者の受入 <u>厚生労働大臣</u>（必要あれば、<u>厚生労働大臣</u>及び関係大臣） ○民間企業の有する物品、施設の貸与等 <u>経済産業大臣</u>ほか、依頼の対象となる事業者を所管する行政機関の長 ○地方公共団体の管理する港湾・空港施設の使用に関する民間船社・民間航空会社の協力 <u>国土交通大臣</u> ○人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力 <u>国土交通大臣</u> ○地方公共団体による給水 <u>厚生労働大臣</u> ○公立医療機関への患者の受入 <u>厚生労働大臣</u>（必要あれば、<u>厚生労働大臣</u>及び関係大臣） ○地方公共団体の有する物品の貸与等
--	--

自治大臣その他の所管大臣

* 関係行政機関の担当部局については、別紙 (P. 26) 参照

問1 協力要請はどのような形式で行うのか。

協力要請は、基本的に文書により、可能な限り具体的な協力内容を記載して行うことを考えている。但し、緊急の場合には、口頭等で行うこともあり得るが、要請後速やかに文書により連絡する。

例えば、港湾施設の使用の場合は、船舶名、使用時期、船舶の吃水、長さ等、物資の輸送の場合は、輸送契約の相手方（自衛隊か防衛施設庁か米軍か等を含む）、輸送する物資の概要（おおよその品目と規模、武器・弾薬・兵員の有無）、輸送区間、時期等を可能な限り具体的に明示し、基本的に文書により行うこととなる。

なお、許可権限等についての協力の求めの場合は、実際には、通常、許可等の申請者（例えば米軍、自衛隊）から申請手続に従った申請がなされるのと同時期に、関係行政機関の長からの協力要請が発出されることとなる。

問2 (略)

問3 (略)

4. 協力を要請された場合の対応

(1) 第9条第1項に基づき協力を求められた場合
(略)

問1 (略)

問2 公共施設の使用について協力の求めがあった場合、一般の使用者よりも優先することが求められるのか。

総務大臣その他の所管大臣

* 関係行政機関の担当部局については、別紙参照

問1 協力要請はどのような形式で行うのか。

協力要請は、基本的に文書により、可能な限り具体的な協力内容を記載して行うことを考えている。但し、緊急の場合には、口頭等で行うこともあり得るが、要請後速やかに文書により連絡する。

例えば、港湾施設の使用の場合は、船舶名、使用時期、船舶の吃水、長さ等、物資の輸送の場合は、輸送契約の相手方（自衛隊か米軍か等を含む）、輸送する物資の概要（おおよその品目と規模、武器・弾薬・兵員の有無）、輸送区間、時期等を可能な限り具体的に明示し、基本的に文書により行うこととなる。

なお、許可権限等についての協力の求めの場合は、実際には、通常、許可等の申請者（例えば米軍等、自衛隊）から申請手続に従った申請がなされるのと同時期に、関係行政機関の長からの協力要請が発出されることとなる。

問2 (略)

問3 (略)

4. 協力を要請された場合の対応

(1) 第9条第1項に基づき協力を求められた場合
(略)

問1 (略)

問2 公共施設の使用について協力の求めがあった場合、一般の使用者よりも優先することが求められるのか。

協力の求めのあった場合、地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、現行法令に基づき、権限を適切に行使することが期待されるが、必ず協力の求めに係る申請者（例えば、米軍や自衛隊）を優先して、許可を与えなければならないということではない。

（略）

問3 米軍による公共施設の使用について協力の求めのあった場合、これにより周辺住民に危害が及ぶと考えられるときは、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか。

米軍は、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払い、関係法令を尊重すべき地位協定上の義務を負っており、国内の公共施設を使用することそのものにより、周辺住民に直接に危害が及ぶことは想定されない。

なお、米軍による公共施設の使用から生じる周辺住民への影響が協力を拒む正当な理由に当たるか否かは、個々の具体的事例に即して、関係法令に基づき、施設の適正な管理運営を図る観点から合理的に判断されるべきものである。

問4 （略）

問5 地方議会の決議や住民の請求等は、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか。

周辺事態安全確保法第9条第1項に基づく協力の求めは、地方公共団体の長に対して、個別の法令に基づき地方公共団体の長が有する権限を適切に行使することを求めるものであり、これを拒む正当な理由があるか否かは、個別具体の事例に即して、当該個別の法令に従って判断されるものである。地方議会の決議や住民の請求等は、一般に、このような行政上の個別の権限行使について、法的に

協力の求めのあった場合、地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、現行法令に基づき、権限を適切に行使することが期待されるが、必ず協力の求めに係る申請者（例えば、米軍等や自衛隊）を優先して、許可を与えなければならないということではない。

（略）

問3 米軍等による公共施設の使用について協力の求めのあった場合、これにより周辺住民に危害が及ぶと考えられるときは、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか。

米軍等は、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払い、関係法令を尊重すべき日米地位協定や一般国際法上の義務を負っており、国内の公共施設を使用することそのものにより、周辺住民に直接に危害が及ぶことは想定されない。

なお、米軍等による公共施設の使用から生じる周辺住民への影響が協力を拒む正当な理由に当たるか否かは、個々の具体的事例に即して、関係法令に基づき、施設の適正な管理運営を図る観点から合理的に判断されるべきものである。

問4 （略）

問5 地方議会の決議や住民の請求等は、協力を拒むことのできる正当な理由がある場合に当たるのか。

重要影響事態安全確保法第9条第1項に基づく協力の求めは、地方公共団体の長に対して、個別の法令に基づき地方公共団体の長が有する権限を適切に行使することを求めるものであり、これを拒む正当な理由があるか否かは、個別具体の事例に即して、当該個別の法令に従って判断されるものである。地方議会の決議や住民の請求等は、一般に、このような行政上の個別の権限行使について、法的に

影響を及ぼすものではない。

(2) 第9条第2項に基づき協力を依頼された場合

協力の依頼のあった場合、政府としては、依頼を受けた者が周辺事態に際して依頼のあったことを踏まえできる限り対応していただくことを期待しているものではあるが、何ら協力義務が生ずるものではない。

問1 (略)

問2 (略)

問3 米軍の物資の輸送について関係行政機関から国以外の者に対し協力の依頼のあった場合、国以外の者は輸送契約を誰と締結することになるのか。

一般に、米軍が物資の輸送を民間業者に委ねるとき、米軍が直接民間業者等と契約を締結する場合と、防衛施設庁が米軍に代わって民間業者等と契約を締結する（防衛施設庁が契約の相手方となる）場合とがある。第9条に基づき協力の依頼のあった場合についても、これら両方の場合があり得ると考えられる。

(3) その他（第1項・第2項共通）

問1 協力内容について情報公開することは構わないのか。

国以外の者が協力要請を受けて協力を行った場合、その事実につき公表することを禁止するものではない。

に影響を及ぼすものではない。

(2) 第9条第2項に基づき協力を依頼された場合

協力の依頼のあった場合、政府としては、依頼を受けた者が重要影響事態に際して依頼のあったことを踏まえできる限り対応していただくことを期待しているものではあるが、何ら協力義務が生ずるものではない。

問1 (略)

問2 (略)

問3 米軍等の物資の輸送について関係行政機関から国以外の者に対し協力の依頼のあった場合、国以外の者は輸送契約を誰と締結することになるのか。

一般に、米軍が物資の輸送を民間業者に委ねるとき、米軍が直接民間業者等と契約を締結する場合と、防衛省が米軍に代わって民間業者等と契約を締結する（防衛省が契約の相手方となる）場合とがある。第9条第2項に基づき協力の依頼のあった場合についても、これら両方の場合があり得ると考えられる。

その他の諸外国軍隊については、当該軍隊の受入時の取り決めの有無等によることから一概にはお答えできないが、例えば、当該諸外国軍隊の在京大使館等が直接民間業者等と契約を締結することはあり得ると考えている。

(3) その他（第1項・第2項共通）

問1 協力内容について情報公開することは構わないのか。

国以外の者が協力要請を受けて協力を行った場合、その事実につき公表することを禁止するものではない。

他方、協力の内容によっては、これを公表することにより、例えば米軍のオペレーションが対外的に明らかになってしまうといったことも考え得る。このような場合については、必要な期間、公開を差し控えていただくよう、協力要請の段階で、併せて依頼を行うことを考えている。

問2 (略)

5. 損失に関する財政上の措置

第9条第3項における損失とは、同条第1項に基づく協力の求め又は第2項に基づく協力の依頼に応じて行った協力により生ずるもの、すなわち、かかる協力との間に相当因果関係のあるものをいう。

協力については、通常対価が支払われるものについては、正当な対価が支払われることが前提であるから、損失とは、このような対価をもってカバーされないような特別な支出ないし負担を意味することとなる。

従って、通常はあまり想定されないものであるが、例えば、以下のようなものが想定され得る。

○米軍・自衛隊による港湾施設の使用に伴い、使用者の故意・過失によることなく、施設が通常を超えて損耗した場合

○ (略)

問1 米軍が港湾、空港を使用する場合、地位協定第5条により入港料、着陸料の支払いが免除されている場合があるが、これは補償されるのか。

地位協定第5条に基づき米軍が我が国の港湾、空港を使用する場合については、米軍は地位協定上、入港料、着陸料を課されることなく港湾、空港に出入りできることとなっているが、このような入港料、着陸料については、港湾管理者等からの請求を受け、防衛施設庁において、損失補償契約を締結の上、補償を行うこととなって

他方、協力の内容によっては、これを公表することにより、例えば米軍等のオペレーションが対外的に明らかになってしまうといったことも考え得る。このような場合については、必要な期間、公開を差し控えていただくよう、協力要請の段階で、併せて依頼を行うことを考えている。

問2 (略)

5. 損失に関する財政上の措置

第9条第3項における損失とは、同条第1項に基づく協力の求め又は第2項に基づく協力の依頼に応じて行った協力により生ずるもの、すなわち、かかる協力との間に相当因果関係のあるものをいう。

協力については、通常対価が支払われるものについては、正当な対価が支払われることが前提であるから、損失とは、このような対価をもってカバーされないような特別な支出ないし負担を意味することとなる。

従って、通常はあまり想定されないものであるが、例えば、以下のようなものが想定され得る。

○米軍等・自衛隊による港湾施設の使用に伴い、使用者の故意・過失によることなく、施設が通常を超えて損耗した場合

○ (略)

問1 米軍が港湾、空港を使用する場合、日米地位協定第5条により入港料、着陸料の支払いが免除されている場合があるが、これは補償されるのか。

日米地位協定第5条に基づき米軍が我が国の港湾、空港を使用する場合については、米軍は地位協定上、入港料、着陸料を課されることなく港湾、空港に出入りできることとなっているが、このような入港料、着陸料については、港湾管理者等からの請求を受け、防衛省において、損失補償契約を締結の上、補償を行うこととなって

いる。第9条第3項に基づき、別途財政上の措置を講ずることは想定されない。

問2 米軍や自衛隊の違法行為により損害が生じた場合には第9条第3項の対象となるのか。

米軍の公務中の違法行為（故意又は過失）により地方公共団体や私人に損害が生じた場合には、請求により地位協定第18条5に基づき損害賠償が行われる（請求処理に関する事務は防衛施設庁が所管。）。また、自衛隊の違法行為については、国家賠償法その他の関係法令によって賠償されるものであれば、当該法令によって損害賠償が行われる。従って、第9条第3項に基づき、別途財政上の措置を講ずることは想定されない。

問3 地方公共団体の長が自衛隊や米軍の航空機に空港施設の使用を認め、この結果、民間航空機が欠航せざるを得なくなるような場合、欠航に伴う航空会社の損失は第9条第3項の対象となるのか。

協力の求めを受けた地方公共団体の長は、権限を適切に行使するものであり、民間航空機が強制的に排除されるようなことは基本的に想定されないため、このような損失は発生しないものと考えている。

なお、民間航空機と自衛隊や米軍の航空機が競合する場合において、民間航空機を強制的に排除するのではなく、国、空港管理者及び民間航空機の3者間での調整状況を踏まえ、地方公共団体の長が自衛隊や米軍の航空機に空港施設の使用を認める一方で、国から民

いる。第9条第3項に基づき、別途財政上の措置を講ずることは想定されない。

問2 米軍等や自衛隊の違法行為により損害が生じた場合には第9条第3項の対象となるのか。

米軍の公務中の違法行為（故意又は過失）により地方公共団体や私人に損害が生じた場合には、請求により地位協定第18条5に基づき損害賠償が行われる（請求処理に関する事務は防衛省が所管。）。また、自衛隊の違法行為については、国家賠償法その他の関係法令によって賠償されるものであれば、当該法令によって損害賠償が行われる。従って、第9条第3項に基づき、別途財政上の措置を講ずることは想定されない。

その他の諸外国軍隊の違法行為（故意又は過失）により、地方公共団体や私人に損害が生じた場合には、第一義的には、当該諸外国軍隊が損害を賠償することになるものと考えているが、いずれにせよ、当該軍隊の受入時の取り決めや国内法令を踏まえ、個別具体的な状況に応じ、適切に対応することになると考えている。

問3 地方公共団体の長が自衛隊や米軍等の航空機に空港施設の使用を認め、この結果、民間航空機が欠航せざるを得なくなるような場合、欠航に伴う航空会社の損失は第9条第3項の対象となるのか。

協力の求めを受けた地方公共団体の長は、権限を適切に行使するものであり、民間航空機が強制的に排除されるようなことは基本的に想定されないため、このような損失は発生しないものと考えている。

なお、民間航空機と自衛隊や米軍等の航空機が競合する場合において、民間航空機を強制的に排除するのではなく、国、空港管理者及び民間航空会社の3者間での調整状況を踏まえ、地方公共団体の長が自衛隊や米軍等の航空機に空港施設の使用を認める一方で、国

間航空会社に対し、第9条第2項に基づき空港使用時期の変更等について協力依頼をした場合には、必要に応じて民間航空会社に対価を支払い、また、更に民間航空会社に損失が生じた場合には、同条第3項に基づき財政上の措置を講ずることは考えられる。

問4 地方公共団体の長が自衛隊や米軍の艦船に港湾施設の使用を許可し、この結果、民間船舶の使用が排除された場合、使用が排除されたことに伴う船社の損失は第9条第3項の対象となるのか。

協力の求めを受けた地方公共団体の長は、権限を適切に行使するものであり、民間船舶が強制的に排除されるようなことは基本的に想定されないため、このような損失は発生しないものと考えている。

なお、民間船舶と自衛隊や米軍の艦船が競合する場合において、民間船舶を強制的に排除するのではなく、国、港湾管理者及び民間船舶の3者間での調整状況を踏まえ、地方公共団体の長が自衛隊や米軍の艦船に港湾施設の使用を認める一方で、国から民間船社に対し、第9条第2項に基づき港湾施設の使用時期や使用港湾施設の変更等について協力依頼をした場合には、必要に応じて民間船社に対価を支払い、また、更に民間船社に損失が生じた場合には、同条第3項に基づき財政上の措置を講ずることは考えられる。

問5 (略)

から民間航空会社に対し、第9条第2項に基づき空港使用時期の変更等について協力依頼をした場合には、必要に応じて民間航空会社に対価を支払い、また、更に民間航空会社に損失が生じた場合には、同条第3項に基づき財政上の措置を講ずることは考えられる。

問4 地方公共団体の長が自衛隊や米軍等の艦船に港湾施設の使用を許可し、この結果、民間船舶の使用が排除された場合、使用が排除されたことに伴う船社の損失は第9条第3項の対象となるのか。

協力の求めを受けた地方公共団体の長は、権限を適切に行使するものであり、民間船舶が強制的に排除されるようなことは基本的に想定されないため、このような損失は発生しないものと考えている。

なお、民間船舶と自衛隊や米軍等の艦船が競合する場合において、民間船舶を強制的に排除するのではなく、国、港湾管理者及び民間船社の3者間での調整状況を踏まえ、地方公共団体の長が自衛隊や米軍等の艦船に港湾施設の使用を認める一方で、国から民間船社に対し、第9条第2項に基づき港湾施設の使用時期や使用港湾施設の変更等について協力依頼をした場合には、必要に応じて民間船社に対価を支払い、また、更に民間船社に損失が生じた場合には、同条第3項に基づき財政上の措置を講ずることは考えられる。

問5 (略)